諮問番号：令和元年度諮問第３３号

答申番号：令和元年度答申第４５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年４月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求書及び大阪府行政不服審査会が令和元年１２月２５日に実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨

本件処分の理由は、遺留分減殺請求権行使の場合について遺産分割に準じて考えられたものと解され、その考え方の根拠は「生活保護手帳別冊問答集」の問１３－６に記載のもの、すなわち、民法の規定によると解される。

しかしながら、本件処分は、民法の規定の適用及び解釈を誤ったものと解する。すなわち、①上記問答集が遺産分割の場合について法第６３条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点が被相続人の死亡時と解すべき法律上の根拠として挙げている民法（明治２９年法律第８９号）第８８２条、第８９６条、第９０７条及び第９０９条は、民法の規定上、遺留分減殺請求権行使の場合に準用する旨の規定がないこと、②民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成３０年法律第７２号）による改正前の民法第１０３６条は、遺留分減殺請求された側は、請求された時からの果実も返還しなければならないとされていること、③遺留分減殺請求した側は、価額弁償について、相続開始以降（少なくとも減殺請求するまで）の遅延損害金を請求することまでは法的根拠がないと考えられること、④登記手続の場合、一旦、法定相続分や遺言による相続登記、あるいは、贈与を原因とした移転登記がされた後に遺留分減殺請求を原因とする登記をする場合に、遺留分減殺請求権行使によって更正登記がされるという扱いではなく、改めて遺留分減殺請求を原因として移転登記がされること、⑤そもそも遺留分制度は、法定相続分の期待を保護するための事後的救済措置であって本来の相続自体ではない上、請求するかどうかやその対象、範囲も法定相続人各自の任意の選択に委ねられており、相続開始の時点で当然に効力が生じているものではないこと、⑥遺産分割協議に期限はないが、遺留分減殺請求権には時効があることからすれば、本件処分は、遺留分減殺請求権行使の場合と遺産分割の場合とを区別すべきであるのに同列に扱い、民法の規定の適用及び解釈を誤ったものであり、よって、法第６３条の規定に違反していることから違法である。

なお、法第６３条は、費用返還決定について裁量権の行使を認めているところ、その趣旨は、保護実施機関が、相手方の信頼保護に加え、法の目的である最低限度の生活の保障及び自立の助長（法第１条）に照らし、受給者の生活状況その他の事情に関する事項の考慮を尽くさなければならないということとされている。この点、本件は、当時、生活保護を受給していた審査請求人において、審査請求人の父（以下「父」という。）の遺言執行者（以下「遺言執行者」という。）からの連絡により、突然、長年音信不通だった父が死亡したこと、及び公正証書遺言で全財産を○○○○○○に遺贈していることを知るに至り、遺留分減殺請求権を行使するかしないかを選択することができる中、遺留分減殺請求権を行使したという事案である。本件がかかる事案であることを踏まえ、本件処分においても、相手方の信頼保護に加え、法の目的である最低限度の生活の保障及び自立の助長（法第１条）に照らし、受給者の生活状況その他の事情に関する事項の考慮を尽くされるべきであると思料する。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）遺留分減殺請求について

審査請求人は、遺留分減殺請求権の行使により受領した相続財産については、民法上、遺産分割の場合のような明確に遡及する規定がないことや、遺留分制度は本来の相続自体ではないこと等を理由として、遺留分減殺請求権行使の場合と遺産分割の場合とは区別すべきであると主張している。

処分庁から提出された文献にも、「遺留分減殺請求権の法的性質について、学説の見解は分かれている。」との記載があり、全く区別すべきでないと判断することには疑義が残るところである。

（２）本件における資力の発生時点について

本件についてみると、被相続人が全財産を○○○○○○に遺贈する遺言を残していた旨、遺言執行者から相続人の一人である審査請求人（代理人）に対し連絡があったため、審査請求人（代理人）が、遺言執行者に対し、遺留分減殺請求を行い、遺留分相当額（財産総額の８分の１）の相続財産を受領したものと認められる。

また、遺言執行者からの通知には、「寄付の受入については遺留分権者（みなさま全て）に支払いを完了してから」との記載があり、審査請求人が相続財産を受領した時点では、遺言の執行のうち、遺贈はなされていないと推認される。

以上の点を踏まえると、本件相続財産の受領について、遺産分割の場合に準じ、被相続人の死亡時が資力の発生時点であるとした処分庁の判断に違法又は不当な点があるとまではいえない。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が、被相続人の死亡日以降の保護費を法第６３条に基づく費用返還対象とし、平成２９年１１月分以降の保護費全額（医療扶助）を返還額として決定した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１１月１８日　　諮問書の受領

令和元年１１月２０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１２月４日

口頭意見陳述申立期限：１２月４日

令和元年１２月　３日　　審査請求人の主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領

令和元年１２月１６日　　第１回審議

令和元年１２月２５日　　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

令和２年　１月２０日　　第３回審議

令和２年　３月１８日　　第４回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、「保護の補足性」について規定しており、第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

（３）「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（２）は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第８８２条、第８９６条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第９０９条）とされている。したがって、法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる。」と記している。

（４）民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律による改正前の民法第１０３１条は、「遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１４年９月２５日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成３０年１月１６日、審査請求人は、遺言執行者から、平成２９年１０月１２日に父が死亡したこと、父には相続財産があること、遺言公正証書によりその相続遺言財産全額を○○○○○○に寄付することとされていることを知らされた。

（３）平成３０年２月１６日付けで、審査請求人は、遺言執行者に対して、遺留分に相当する財産を返還することを求める遺留分減殺請求書を送付した。

（４）平成３０年２月２８日、遺言執行者から、遺留分相当額として、審査請求人の預金口座に○○○○○○○○○○円（以下「遺留分相当額」という。）が振り込まれた。

（５）平成３０年３月５日に審査請求人から処分庁に提出された収入申告書には、月額○○○○○○円の○○○○の収入があること、及び父の死亡に係る遺留分減殺請求権の行使により○○○○○○○○○○円の収入があったことが記載されている。

（６）ケース記録票によると、平成３０年４月１１日、処分庁は、同年２月２８日に○○○○○○○○○○円が入金され、これから先、半年以上十分に入院生活を送ることが可能であると判断し、平成３０年３月１日付けで、審査請求人の保護を廃止した。

（７）平成３０年４月２３日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、父が平成２９年１０月１２日に亡くなり、その遺産の遺留分を相続したことにより、資力発生日（平成２９年１０月１２日）以降資力がありながら生活保護を受けたことに該当することを理由に、平成２９年１１月分から平成３０年２月分の生活保護費○○○○○○○○○円について法第６３条により返還決定する本件処分を行った。

（８）平成３０年７月１８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第６３条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方で、その算定方法を具体的に規定せず「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、資力の限度において本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、全額を返還させることが不可能又は不相応である場合には、支給済みの保護金品の範囲内で返還額を定めることができる趣旨であると解されている。

（２）法第６３条の「資力」は、法第４条第１項の「利用しうる財産」と同義であるところ、「利用しうる財産」とは、現金等、直ちに現実に活用することが可能な資産はもとより、その性質上直ちに処分することが事実上困難であって、その存否及び範囲が争われる等の理由により、直ちに現実に活用することが困難である資産も含まれると解されている。

（３）処分庁は、前記１（３）の問答集の答（２）を参照し、遺産分割の場合を参考に、本件処分に係る資力の発生時点を父の死亡時である旨を主張している。一方で、審査請求人は、処分庁は、遺留分減殺請求権行使の場合と遺産分割の場合を区別すべきであるのに同列に扱い、民法の規定の適用を誤ったものである旨を主張している。

（４）そこで、本件についてみると、審査請求人は、父の死亡日から約３か月後に遺言執行者から死亡の事実及び公正証書遺言による遺贈の事実を知らされ、その約１か月後に遺留分減殺請求権を行使したところ、その約２週間後に遺言執行者から振込により遺留分相当額の支払いを受けたことが認められる。そして、本件処分において、資力がありながら生活保護を受けたことに該当するとされた期間は、平成２９年１１月分から平成３０年２月分の４か月である。

（５）確かに、審査請求人が主張するように、民法上、遺留分減殺請求権の効力の発生時期については、種々の見解があり、明確であるとまでは言い難い。ただ、民法上、遺留分減殺請求権の効力が死亡時に遡るかどうかはともかく、本件処分が生活保護法上の解釈として、妥当であるかとの点に関して、①遺言執行者が○○○○○○への遺贈の履行前に遺言公正証書の記載内容を審査請求人に通知していたこと、②審査請求人の遺留分減殺請求権の行使に起因して争いとなる可能性が見込まれなかったこと、③審査請求人が遺留分減殺請求権を行使した後、特段の支障なくその約２週間後に遺留分相当額を受領しているとの個別事情を踏まえる必要がある。このような個別具体的な事情を踏まえ、死亡時において、相続人であり何らかの権利を有していたと解することのできる審査請求人に関して、処分庁が、遺留分相当額については、遺産分割の場合の取扱いも考慮し、父の死亡時を資力の発生時点と判断したこと自体について、法第６３条の目的及び社会通念に照らして妥当性を欠くとまでは言えない。

（６）また、審査請求人は、平成３０年２月２８日に遺留分相当額を受領しているところ、本件処分により決定された返還額は、遺留分相当額と比較すれば低額であり、この返還額を控除したとしても審査請求人には相応の収入が生ずることになる。このような審査請求人の資産の状況に加え、審査請求人には○○○○の収入があることも併せて考慮すれば、本件処分により審査請求人の生活を直ちに困窮させるものとは言えず、審査請求人の自立を著しく阻害するとも言えないことから、○○○○○○○○○円を返還額とした処分庁の判断は、法第１条や法第６３条の目的、あるいは、社会通念等に照らして、妥当性を欠くものとはいえず、正当であると解される。

（７）以上のとおり、本件処分については、違法又は不当であるとまでは言えない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）野一色　直人

委員　　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　　松村　信夫